

“特定非営利活動法人ほっとポット”の現状認識と取組内容

代表理事 社会福祉士 宮澤進

.....

NPO 法人ほっとポットは 2006 年から埼玉県さいたま市でホームレス状態にある方への支援活動を行っている団体です。入所定員数 3~6 人という「小規模」住居施設の運営と、社会福祉士等の「巡回」訪問を通じた支援提供が特徴です。

今後「ほっとポット」は「社会福祉住居施設の最低基準」を満たし、その上で「日常生活支援住居施設」になる“道”はあるのでしょうか？

また、この場に参加することが難しい“全国のより良い宿泊所”を目指している、例えば「2 人から 4 人までの入所定員の小規模な住居施設」や「巡回による支援を提供する住居施設」は、**今後その位置づけはどのようなのでしょうか？**

今後予定されている省令・各自治体条例において本当に「**小規模巡回型**」の住居施設は位置付けられるのでしょうか？

私たちの支援活動を本当に継続できるのでしょうか？ほっとポットとしての“心配な点”はまさにその点です。

.....

○年間入所相談件数：概ね 200~800 件の間を推移

○法人内事業名「地域生活サポートホーム」

「無料低額宿泊所」届出施設 4 カ所

「さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」届出施設 12 カ所

※被保護者が 2 人以上入所している施設が届出対象

合計 16 カ所 全施設入所定員数 69 人

○2017 年度の地域生活サポートホーム合計入所者 94 人

1 年間を通し「一般アパートへの転居 15 人」、「専門的な支援を提供する各種社会福祉施設への入所 6 人」、「医療機関への入院 2 人」、「失踪 5 人(年間失踪率(未届による退所)：約 5.3% 当事者からの重要な評価軸・当事者から支援団体への最後のメッセージ)」

○居室は全室、完全個室です 風呂トイレ台所等は共同です ○居室利用料：45,000 円/月 生活サービス料：12,000 円/月

小規模ならではの「きめ細やかな支援」と社会福祉士としての専門的な「ソーシャルワーク機能」を発揮し「巡回」(家庭訪問)を通し、適切に各種社会保障制度を活用しながら支援を行う「ホーム」を提供しています

○法人職員による介護行為は提供せず、介護保険法や障害者総合支援法などへ適切につなげる(法人内サービスを万能化させない)

○法人職員による金銭管理は提供せず(当事者の消費選択の機会を奪わない)、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度へ適切につなげる

○路上巡回時に自らの運営施設への入所勧誘行為は行わない

○きっかけは、ご本人からの入所相談(緊急性を要する電話連絡が殆ど)、突然の来所相談などから始まります→インテーク※一般居宅(アパート)の入所に向けた支援を提案しても、相談当事者の方が居宅ではなく地域生活サポートホームへの入所を希望した場合→アセスメント※入所利用意思の再確認(必ず居室・利用料金・契約内容を説明するとともに事前の見学を丁寧に)→福祉事務所(生活保護担当課)へ「調整連絡」→本人による福祉事務所への生活相談及び生活保護申請の同行支援→入所→プランニング※支援計画は速やかに当事者と一緒に作成→作成した支援計画書は全て福祉事務所の担当ケースワーカーへ提出※福祉事務所側は(法人としては非常に残念)「ただ受け取るだけの姿勢(支援に関心がない?)」

○入所期間の考え方：契約期間は 1 年以内(条例の規制)

○16 カ所全施設への合計巡回訪問件数(※2017 年) 1 月あたり約 645 回 1 施設あたり平均 1 月 40 回巡回訪問

○1 職員あたり約 8 施設を担当→1 正職員あたり約 40 人の入所者を担当

○主担当である社会福祉士が支援計画書を作成→当事者のサイン必須

一時的な起居の場所であることを前提として

“当事者の意思決定”や“当事者の希望する生活”を支援の中心に据え

社会福祉・ソーシャルワークを通じ、当事者とともに設定した“達成可能な生活目標”に向けて

ゆっくり、そして一緒に、その達成を目指す“サポートホーム”

その存在をこれからも必要としている方がいます